

令和4年5月26日
障害福祉部

障害者の地域生活支援機能の強化について
(国における地域生活支援拠点等の整備事業) (素案)

1. 主旨

障害者の地域生活支援機能の強化について、国における地域生活支援拠点等の整備事業(以下「拠点等整備事業」という)※を活用し、多様な事業者が参加する重層的な支援ネットワークによる面的整備型としたうえ、課題解決に向けて「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能の強化に優先して取り組む。

今後の機能強化に向けては、拠点等整備事業を構成する5機能に加えて、障害理解の促進や障害者の権利擁護、住まいの確保、参加・活躍の場の拡大などの機能について、当事者や家族、障害者団体、自立支援協議会等から意見をいただきながら、順次検討し取り組んでいく。

拠点等整備事業の実施にあたっては、北沢地域をモデル地域として、介護者の緊急時に対応する事業等を令和4年10月に試行開始し、令和5年度以降に区内全域に展開することとする。

なお、本件は、令和4年2月7日の福祉保健常任委員会において検討状況を報告し、その後、当事者や家族、障害者団体、自立支援協議会や専門家会議等から意見を伺いながら検討を進め、素案としたものである。

※ 拠点等整備事業を構成する5機能

- ①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

2. 拠点等整備事業について

(1) 課題と取組状況等

障害者の家族や関係機関の意見から、障害児や障害者の重度化・高齢化や親なき後、緊急事態への対応の備えなどが以前より課題となつており、せたがやノーマライゼーションプラン(令和3～5年度)において、相談支援や短期入所施設など多くの事業者に拠点等整備事業への参加の働きかけを行い、機能を確保することとした。

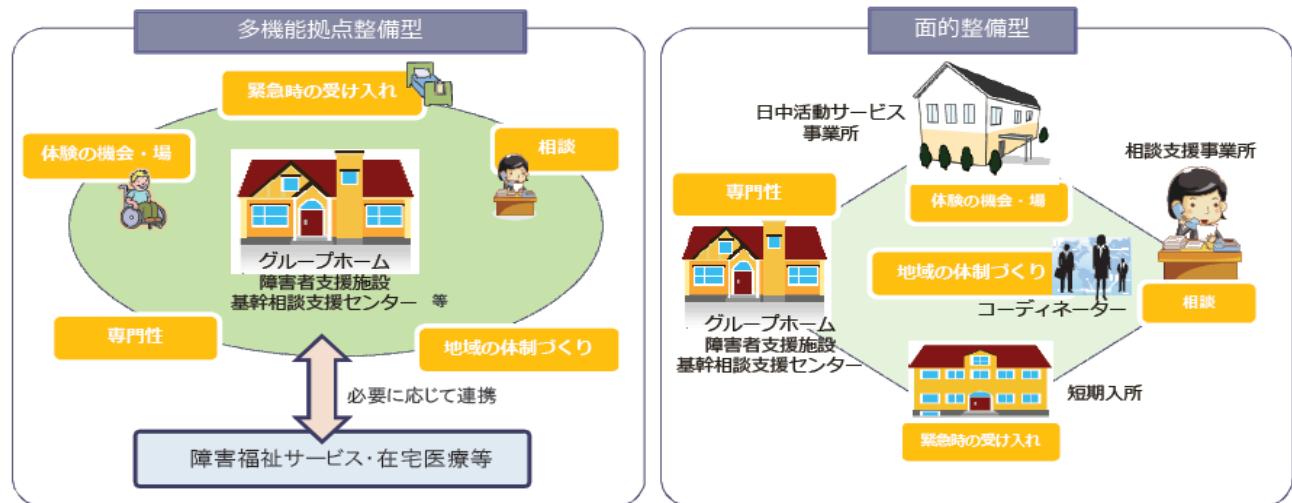
確保する機能のうち緊急時の相談や対応については、現在、民間の相談支援事業所や“ぽーと”、総合支所保健福祉センター等の相談支援機関が、短期入所施設等と連携してその都度対応しているものの、個々の利用者に応じた適切なコーディネートや土日・夜間等の体制が十分確保されていないこと等により、障害者の家族の親なき後の心配の解消に繋がつていなかつた。また、拠点等整備事業を構成する機能については、他の機能を含め一定程度揃つてきているが、多くの事業者の参加により障害者や家族を支える

仕組みの構築に取り組む必要がある。こうした状況を踏まえ、区が取り組むにあたっての整備手法や優先する機能を明らかにする。

(2) 整備手法について

国は、拠点等整備事業の整備手法について、多機能拠点整備型と面的整備型を示している。障害者への対応において、例えば、行動障害のある知的障害者に対応する場合、障害特性に応じた高い専門性が必要で、短期入所施設では全区的に対応する必要があることや、自宅からの距離や地域に関わらず希望する支援プログラムのある通所事業所を選択する障害児者も多く、そうした場合に支援機関は地区や地域を超えた連携体制を構築する必要がある。こうした状況を踏まえ、区における整備については、重層的なネットワークにより区内全域を網羅する面的整備型とする。

【整備手法イメージ（多機能拠点整備型と面的整備型）】



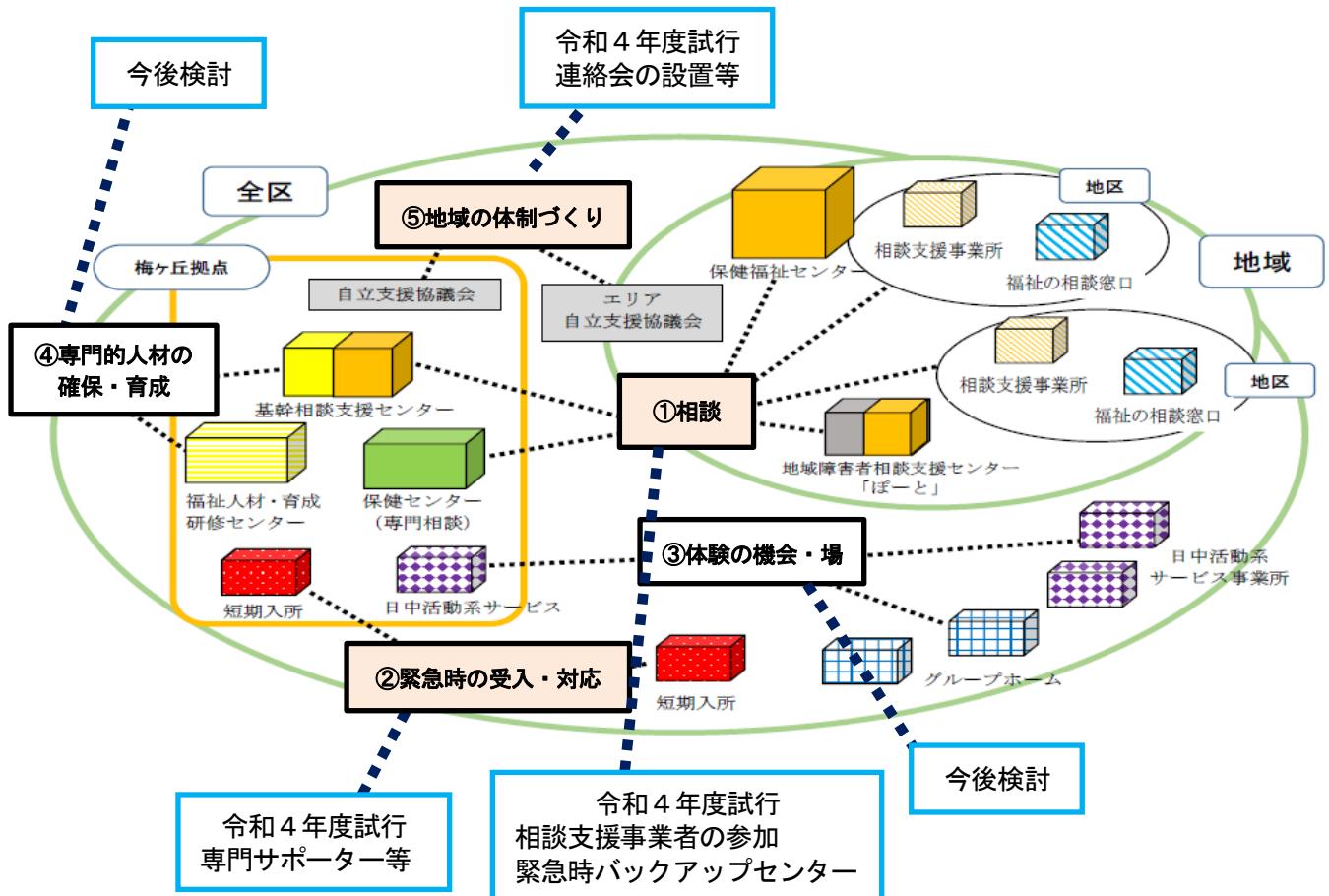
(3) 優先して取り組む機能とモデル地域について

- ① 拠点等整備事業を活用して優先して取り組む機能については、障害者の家族会や自立支援協議会等からこれまでいただいた意見等をもとに、親なき後の生活の安心に繋げるため「相談」、「緊急時の受入・対応」の機能に、関係機関の連携強化のための「地域の体制づくり」の機能を加えた3機能に優先して取り組む。
- ② 3機能の実施にあたっては、地区にある「福祉の相談窓口」から“ぽーと”等の地域の相談支援機関への繋ぎ方や、緊急時対応での相談支援事業所の役割等を整理するため、モデル地域を定めて令和4年10月から試行開始し、培ったノウハウをもとに、令和5年度以降に区内全域での展開を図っていく。

6か月程度の試行期間を設ける中で、利用者本人や家族に対する相談支援機関の関わりや地域でのサービス利用状況等を把握したうえ、以下の点について評価・検証を行う。

- ア) モデル地域での実施内容を区内全域に展開する際の課題について
 - イ) 利用者の障害特性や状況に応じた緊急時のコーディネートについて
 - ウ) 相談支援機関の相互の連携や、相談支援機関と短期入所施設との連携について
- なお、拠点等整備事業の取組状況については、令和5年度中に国へ報告する。

【世田谷区における拠点等整備事業の面的整備（イメージ）】



3. 地域生活支援機能の強化に向けた令和4年度の取り組み

緊急時の相談や対応にあたっては、障害者の個々の特性等に応じた支援を提供できる短期入所施設を探してマッチングするなどの高い専門性や、既存の相談支援機関が開設していない時間帯を含め幅広い対応が必要となってくることを踏まえ、令和4年度に、緊急時に対応する2つの事業を開始するとともに、地域の体制づくりに取り組む。

※ 検討において、関係機関から意見のあった緊急時の例

- ① 障害当事者が、自らの健康を維持できなくなった場合
- ② 障害当事者が、衣食住を確保できなくなった場合
- ③ 障害当事者が、何らかの理由で外部とコミュニケーションが取れなくなった場合
- ④ 障害当事者が、何らかの理由で家から外に出られなくなった場合
- ⑤ 介護者や支援者が、疾病や事故等により障害当事者の介護ができなくなった場合
- ⑥ 介護者や支援者が、急な葬儀等により不在となる場合

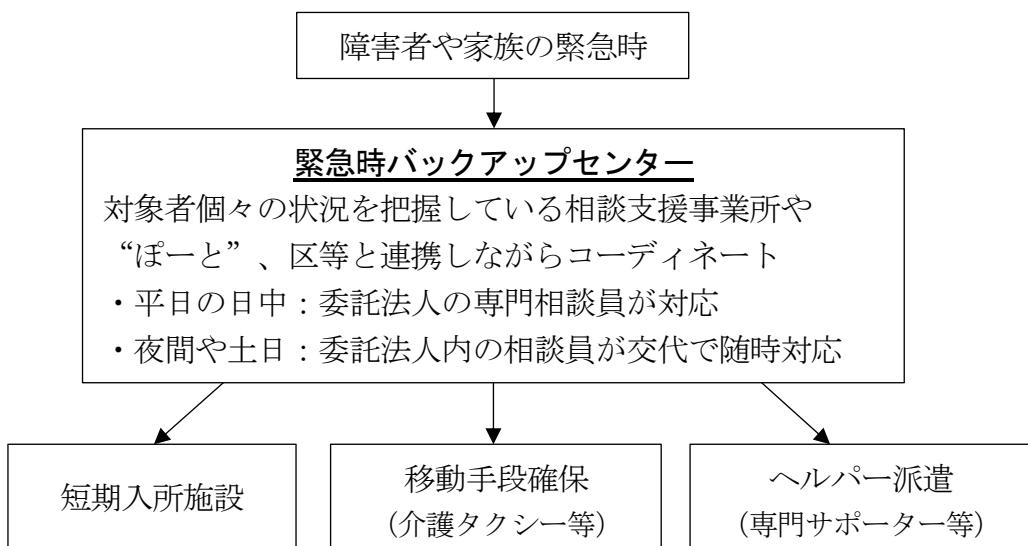
(1) 相談

相談機能については、区内の相談支援事業者に拠点等整備事業への参加を呼びかけ、できるだけ多くの事業者の参加により障害者や家族を支える体制を構築していく。

また、障害者や家族の緊急時に備えるため、短期入所施設との随時受入の調整や、相談支援機関との連携によるバックアップ体制の構築を行うことに加えて、障害者や家族の緊急時の際には、障害者の特性等に応じた支援体制のコーディネートを24時間体制で行う「(仮称)緊急時バックアップセンター(事業委託)」を試行的に設置する。

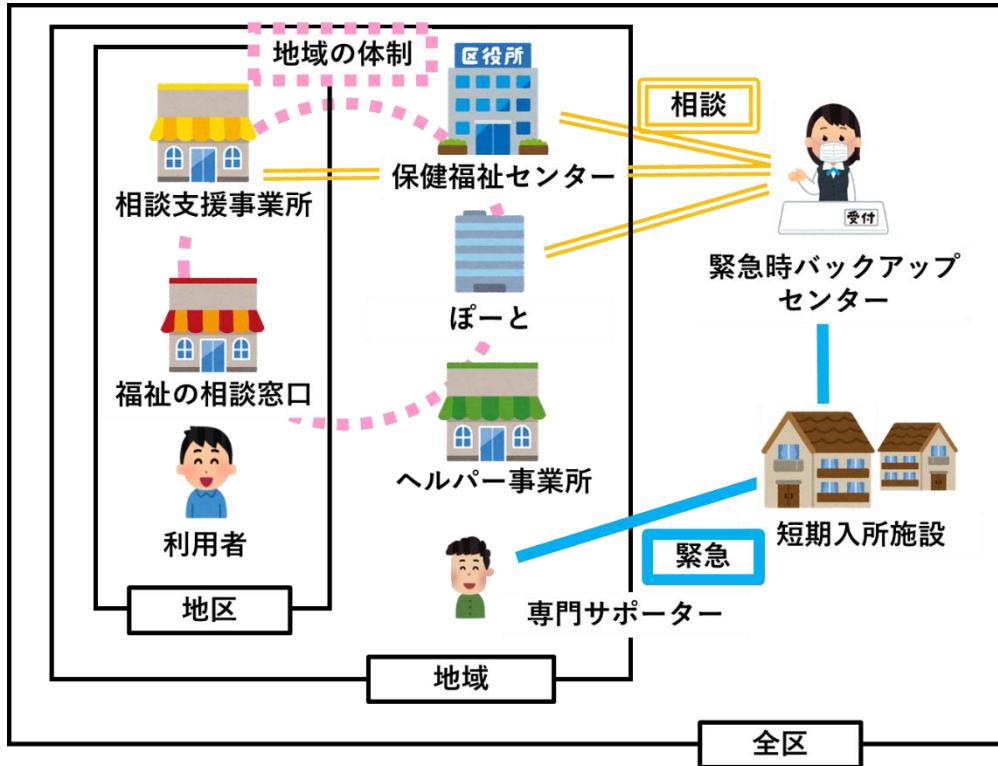
(2) 緊急時の受入・対応

相談支援機関からの緊急時の依頼に応じて、利用者の障害特性に応じた短期入所施設での受け入れや介護タクシーの手配等をコーディネートする「(仮称)緊急時バックアップセンター」の整備や、個別の状況により施設利用が困難な障害者に対して在宅で介護等のケアを行う「(仮称)専門サポーター」の派遣等により、緊急時の受入・対応の仕組みを構築する。



(3) 地域の体制づくり

地域の“ぽーと”会議の取組みなどを参考に、相談支援機関や障害福祉サービス事業所だけでなく、地域の活動団体など障害者と家族を支える関係者が参加し、拠点等整備事業に関する情報共有や課題について意見交換を行う連絡会の開催等により、地域の体制づくりに取り組む。



4. モデル地域での実施

- (1) モデル地域については、区の保健医療福祉の拠点があり、基幹相談支援センターや短期入所施設等の障害福祉サービスを運営している東京リハビリテーションセンター世田谷がある「北沢地域」とし、総合支所保健福祉センターや“ぱーと”等と連携しながら、区内全域での展開を図っていく。
- (2) 「(仮称)緊急時バックアップセンター」や「(仮称)専門サポーター」については、令和4年8月頃から利用対象者を検討して周知と事前登録受付を開始し、10月からモデル地域で試行を開始予定である。
- (3) 「(仮称)緊急時バックアップセンター」の開設時間については、24時間対応で開始し、利用者の動向をみながら他自治体の事例も踏まえつつ、運用を検討していく。

5. 概算経費（調整中）

38, 210千円

【内訳】

① (仮称)緊急時バックアップセンター (24時間対応)	35, 000千円 (特定財源: 14, 300千円)
② (仮称)専門サポーター	3, 000千円
③ 緊急時の介護タクシー	110千円
④ その他 (報償費等)	100千円

※ 今後、必要経費のさらなる精査を行い、補正予算等により対応を予定。

6. その他（調整状況等）

- 先行実施の開始や、試行後の区内全域での展開に向けて、施設や事業所等に対して拠点等の機能に参加・協力していただけよう、現在、自立支援協議会等を通じて呼びかけを行っている。
- 事業所等が作成する申請書類や受付の流れなど、拠点等を担う事業所となるための必要な手続きについて、先進自治体の取組みを参考に関係所管と整備を進めている。
- 緊急時の受入れに対応するため区内3か所の短期入所施設（東京リハビリテーションセンター世田谷、なかまっち、生活支援ホーム世田谷）と調整を進めている。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和4年	5月～6月	障害者団体、関係機関・事業者等との意見交換（素案）
	6月～7月	専門家会議、自立支援協議会（モデル実施概要報告）
	9月	福祉保健常任委員会（モデル実施概要報告） 第3回定例会（補正予算案を提案予定）
	10月	モデル地域での試行開始
令和5年	1月	自立支援協議会（状況報告）
	2月	福祉保健常任委員会（状況報告）
	4月～	試行期間の評価・検証 福祉保健常任委員会（案） 区内全域で展開

障害者の地域生活支援機能の強化について (国における地域生活支援拠点等の整備事業) (素案)

障害者の地域生活支援機能の強化について、国における地域生活支援拠点等の整備事業（以下「拠点等整備事業」という）を活用し、多様な事業者が参加する重層的な支援ネットワークによる面的整備型としたうえ、課題解決に向けて「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能の強化に優先して取り組む。

今後の機能強化に向けては、拠点等整備事業を構成する5機能に加えて、障害理解の促進や障害者の権利擁護、住まいの確保、参加・活躍の場の拡大などの機能について、当事者や家族、障害者団体、自立支援協議会等から意見をいただきながら、順次検討し取り組んでいく。

【拠点等整備事業を構成する5機能】

- ① 相談 ② 緊急時の受入・対応 ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり

《整備手法》

- ① 「多機能整備型（機能を1つの拠点に集約）」
- ② 「面的整備型（機能を持つ事業所が連携）」

【拠点等整備事業への参加が想定される主な区内の施設・事業所等（令和3年4月現在）】

機能名	想定施設・事業所等	箇所数	
相談	福祉の相談窓口	28か所	
	相談支援事業所	47か所	
	地域障害者相談支援センター	各地域1か所	
	保健福祉センター（総合支所）	各地域1か所	
	基幹相談支援センター	1か所	
緊急時の受け入れ・対応	短期入所 (なかまっち、東京リハビリテーションセンター世田谷、生活支援ホーム世田谷含む)	16か所	内訳 世:2 北:3 玉:2 砧:7 鳥:2
体験の機会・場	グループホーム	53か所	内訳 世:12 北:7 玉:4 砧:8 鳥:22
	日中活動系サービス事業所	102か所	内訳 世:22 北:17 玉:24 砧:29 鳥:10
	なかまっち、松原けやき寮		各1か所
専門的人材の確保・養成	福祉人材育成・研修センター	1か所	
	基幹相談支援センター	1か所	
地域の体制づくり	自立支援協議会	1か所	
	エリア自立支援協議会		各地域1か所
	相談支援事業所		47か所
	短期入所施設		16か所

【拠点等整備事業に向けた区の現状】

- ① 拠点等整備事業を構成する機能については、一定程度揃ってきているが、多くの事業者の参加により障害者や家族を支える仕組みの構築に取り組む必要がある。
- ② 区は、人口規模や面積が大きいため、1つの拠点にすべてを集約して機能を発揮することは困難である。また、障害特性に応じた専門性の高いサービスを提供する事業所や特色のある支援プログラムを提供する事業所が区内に点在している。
- ③ 拠点として機能を発揮するための「担い手の見える化（役割分担）」や「コーディネート機能」、「不足する機能」などを整理する必要がある。

【拠点等整備事業に向けた課題等】

- ① 地域包括ケアの地区展開において、相談対応などにおける関係機関の日常的な協力関係は構築されてきているが、拠点等整備事業の機能を確保するためには、更なる強化が求められる。
- ② 短期入所施設では、緊急時の一時的な預かり機能はあるものの、介護者のレスパイト等を目的とした計画的な利用が中心となっており、緊急時のための空室確保や柔軟な対応が難しい状況にある。
- ③ 短期入所施設やグループホーム等の空き状況を一元的に把握する仕組みがないため、必要な都度、各施設に問い合わせて空き状況を確認しており、緊急な相談があった場合の対応に苦慮している。
- ④ 強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアなどの支援にあたっては、高度な専門性が必要となるため、支援スキルを備えた専門人材の養成の充実が必要となっている。

【障害当事者・家族、事業者等からの主な意見】

- ① 急な困り事でも対応してくれる緊急短期入所施設を確実に利用できる仕組みが必要である。
- ② 家族や支援者が一時的に介護できない場合、相談にワンストップで対応し、サポートしてもらえるコーディネーターが必要である。
- ③ 親なき後を見据え、金銭管理を含めた仕組みが求められる。
- ④ 意思表示の難しい知的障害者等を、地域で見守る体制づくりが不可欠ではないか。

【区における拠点等整備事業の考え方】

- ① 国は、多機能拠点整備型と面的整備型を示しているが、区では、人口規模や面積が大きく、また地域資源も多いことから、機能の仕組みの構築にあたっては、1つの拠点にすべてを集約する多機能整備型ではなく、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、区等が地区や地域を超えた連携体制を構築し、重層的なネットワークにより区内全域を網羅する面的整備型とする。
- ② 拠点等整備事業の機能の確保については、国が示す5機能のうち、関係者の意見や今後の課題を踏まえ、親なき後の生活の安心に繋げるため「相談」、「緊急時の受入・対応」、「地域の体制づくり」の3機能に優先して取り組む。
- ③ 3機能の実施にあたり、関係機関の連携体制や役割等を整理するため、令和4年度中に取り組むモデル地域を定めて試行開始する。培ったノウハウをもとに令和5年度以降に区内全域での展開を図っていく

【相談】現状と課題・方向性

《各地域における相談機能の現状》（令和3年4月現在）

地域	基幹相談支援センター	地域障害者相談支援センター「ぼーと」	相談支援事業所	保健福祉センター	福祉の相談窓口	合 計	
世田谷	1 (梅ヶ丘)	1	10	1	7		
北沢		1	12	1	6		
玉川		1	10	1	7		
砧		1	10	1	5		
鳥山		1	5	1	3		
合 計		1	5	47	5	28	86

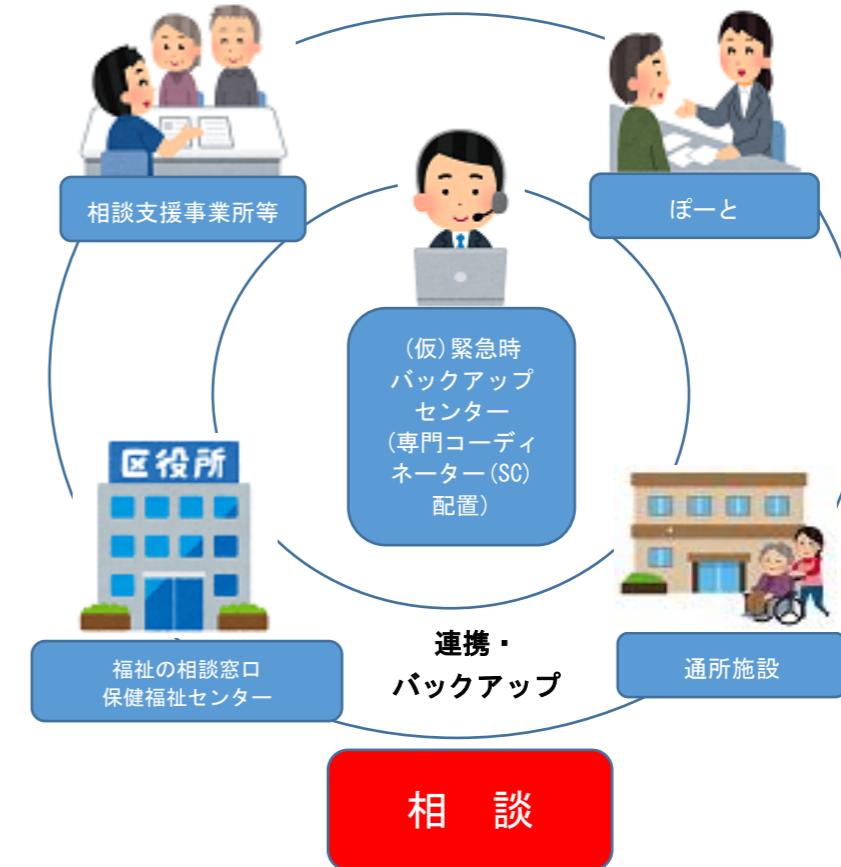
相談機関	役割
基幹相談支援センター	区の障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、総合的な相談業務を行うほか、区内の相談支援事業者のネットワークの構築や専門人材の育成等を行う。
地域障害者相談支援センター「ぼーと」	相談支援の地域の核として各地域に設置し、障害者・児に関する相談に応じるとともに、情報提供や行政・福祉サービスの利用案内、サービスの利用支援等を行う。
相談支援事業所	障害者・児に関する様々な困り事について相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助等を行う。
保健福祉センター	区の機関であり、センター内に生活支援課、保健福祉課及び健康づくり課を配置し、生活相談や生活保護世帯への援助、高齢者や障害者への保健福祉サービスの相談、こころの健康相談など幅広い業務を行う。
福祉の相談窓口	28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）と社会福祉協議会地区事務局が入り、3者が連携協力して、区民の様々な福祉に関する相談や社会資源の開発等に対応する。

《地域生活支援機能の整備に向けた課題（相談機能）》

- ① ぼーと等により日常的な相談対応が行われているが、緊急事態等の際に、障害特性に応じた短期入所施設や必要なサービス等をコーディネートする体制が十分でなく、ワンストップの相談対応の仕組みがない。また、関係する相談支援機関をバックアップできる体制をもない状況にある。
- ② 日中だけでなく、休日・夜間における緊急対応についても、当事者や家族、障害者団体等から要望が出されている。

《課題解決に向けた方向性（相談機能）》

- ① 障害者や介護者の緊急事態等の際に、ワンストップで相談対応を行う「(仮称) 緊急時バックアップセンター」を設置し、短期入所施設等への受け入れなどサービス調整を行うためのコーディネーターを配置する。
- ② センターの運営にあたっては、相談支援に高い専門性を持つ事業者と契約予定である。
- ③ 24時間対応で開始するが、コーディネート内容は日中と休日・夜間とでは異なることなどを踏まえ、対応状況の評価、検証を行い、その後の運用について検討を行う。



【緊急時の受入・対応】現状と課題・方向性

《各地域における緊急時の受入・対応機能の現状》（令和3年4月現在）

地域	東京リハビリテーションセンター世田谷	なかまっち	生活支援ホーム世田谷	短期入所	合 計
世田谷	1 (梅ヶ丘)			2	
北沢				2	
玉川		1		1	
砧			1	6	
烏山				2	
合 計		1	1	13	16

緊急時の受入・対応機関	役割
東京リハビリテーションセンター 障害者支援施設梅ヶ丘	短期入所を実施するほか、緊急短期入所も実施している。 その他、生活介護や自立訓練、施設入所支援等も行っている。
区立身体障害者自立体験ホーム なかまっち	短期入所を実施するほか、緊急短期入所も実施している。 その他、日中シートステイ事業も行っている。
生活支援ホーム世田谷	グループホームを実施するほか、短期入所に加え、緊急短期入所も実施している。 その他、日中ショートステイ事業も行っている。
短期入所	在宅の障害者・児が保護者又は家族の疾病等により、一時的に介護を受けられない場合や、保護者の休養・本人の体験入所等の場合、一時的にサービスを提供する。

《地域生活支援機能の整備に向けた課題（緊急時の受入・対応機能）》

- ① 「緊急時」の定義を定め、緊急時の受け入れ・対応の考え方を明確にする必要がある。
- ② 重度障害者を含めて、常時の緊急受入体制を構築するため、短期入所施設における緊急時の受入枠を確保する必要がある。また、短期入所施設の利用が難しい場合には、障害者の自宅での生活継続を支援する仕組みが必要である。

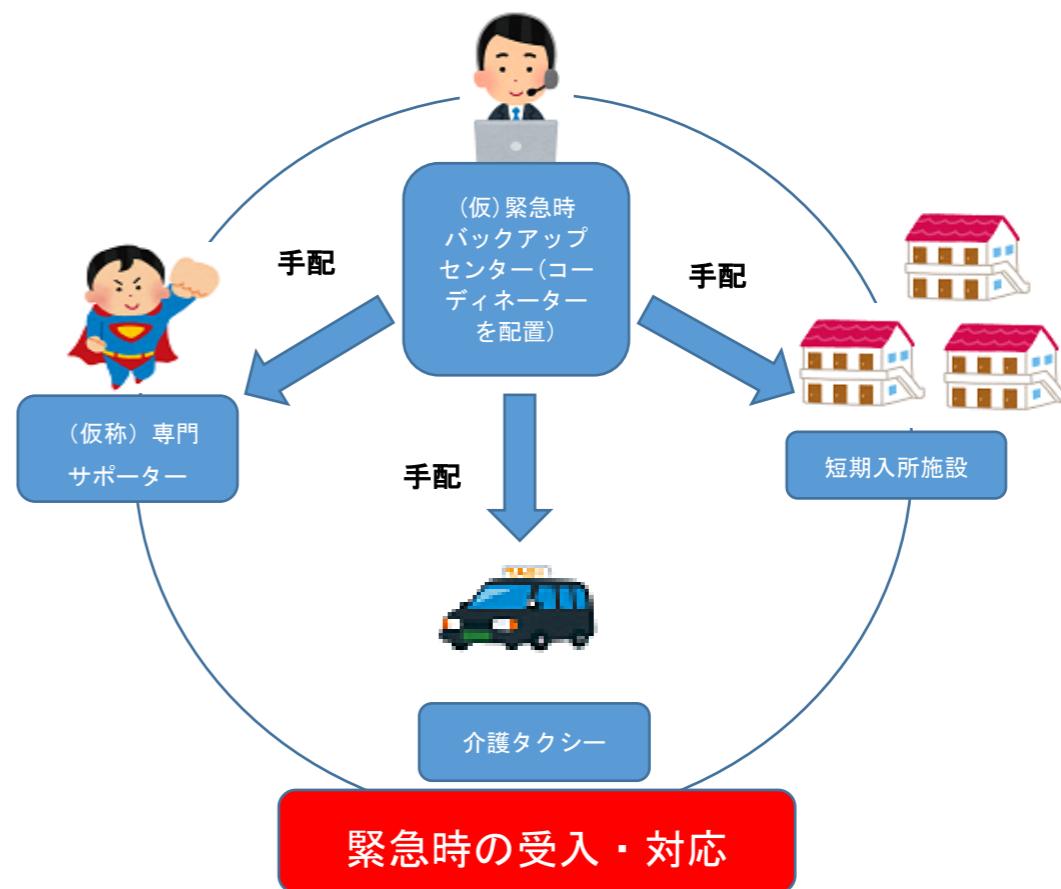
《「緊急時」の考え方について》

関係機関から意見のあった緊急時の例

- ① 障害当事者が、自らの健康を維持できなくなった場合
- ② 障害当事者が、衣食住を確保できなくなった場合
- ③ 障害当事者が、何らかの理由で外部とコミュニケーションが取れなくなった場合
- ④ 障害当事者が、何らかの理由で家から外に出られなくなった場合
- ⑤ 介護者や支援者が、疾病や事故等により障害当事者の介護ができなくなった場合
- ⑥ 介護者や支援者が、急な葬儀等により不在となる場合

《課題解決に向けた方向性（緊急時の受入・対応機能）》

- (1) 緊急時の受入対応にあたっては、区内3か所の短期入所施設（東京リハビリテーションセンター世田谷、なかまっち、生活支援ホーム世田谷）と調整を進める。
- (2) 相談支援機関や「(仮称)緊急時バックアップセンター」等からの依頼に応じ、短期入所施設と連携を図りながら、施設への移動が困難な障害者に対する介護タクシーの手配や、個別の状況により施設利用が困難な障害者に対して在宅（自宅）で介護等のケアを行う「(仮称)専門サポートー」の派遣等により、緊急時の受入・対応の仕組みを構築する。



【地域の体制づくり】現状と課題・方向性

《各地域における地域の体制づくり機能の現状》（令和3年4月現在）

地域	自立支援協議会	エリア自立支援協議会	相談支援事業所	基幹相談支援センター	グループホーム	短期入所	日中活動支援系	合計
世田谷	1 (梅ヶ丘)	1	10	1 (梅ヶ丘)	12	2	22	225
北沢		1	12		7	3	17	
玉川		1	10		4	2	24	
砧		1	10		8	7	29	
鳥山		1	5		22	2	10	
合計	1	5	47	1	53	16	102	225

地域の体制づくり機関	役割
自立支援協議会	法に基づき設置し、障害者が安心して地域で自立した生活を継続するための支援体制を推進するため、関係機関のネットワークの構築や情報共有、社会資源の開発等について協議する。
エリア自立支援協議会	自立支援協議会のもと、各地域の特性に応じて協議するため、総合支所ごとにエリア自立支援協議会を置く。
相談支援事業所	障害者・児に関する様々な困り事について相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助等を行う。
短期入所	在宅の障害者・児が保護者又は家族の疾病等により、一時的に介護を受けられない場合や、保護者の休養・本人の体験入所等の場合、一時的にサービスを提供する。

《地域生活支援機能の整備に向けた課題（地域の体制づくり機能）》

- ① 相談や緊急時の受入れに的確かつ迅速に対応するため、障害福祉サービス事業所、訪問看護等介護サービス事業所、あんしんすこやかセンター等関係機関とのネットワークづくりに向けて、丁寧な働きかけが必要となる。
- ② 事業所において拠点等整備事業の機能を担うためには、事業所内の運営規定に機能を位置づけ、区に届け出るなどの手続きが必要となる。
- ③ 拠点等整備事業の機能を担う事業所間が情報共有し、ネットワークを強化できる横の連携を図るための体制が必要となる。
- ④ 拠点等整備事業の機能に新たに参入を希望する事業所に対し、機能や役割の確認等を行う場が必要となる。

《課題解決に向けた方向性（地域の体制づくり機能）》

- ① 自立支援協議会やぼーと等と検討を重ねるとともに、相談支援等の事業所連絡会で説明を行い、協力を求めており、今後も継続していく。
- ② 地域の“ぼーと”会議の取組みなどを参考に、相談支援機関や障害福祉サービス事業所だけでなく、地域の活動団体など障害者と家族を支える関係者が参加し、拠点等整備事業に関する情報共有や課題について意見交換を行う連絡会の開催等により、地域の体制づくりに取り組む。

